

許慎に於ける「古文」理解の特色

福田哲之

序 言

『說文解字』(以下『說文』と略記)の「古文」については、これまで特に重文として掲出された「古文」と甲骨・金文等の文字資料との比較によりその資料性を究明する、古文字學的検討が中心的な位置を占めてきている。『說文』の古文字資料としての比類無き重要性からすれば、これも當然の現象と解されよう。しかし同時に、許慎が先秦の古文字である「古文」を如何に理解し、その背景には如何なる要因が存したのか、といった漢代小學史研究の立場からの考察も、『說文』の「古文」を究明する上に於て逸すべからざる位置を有すると考えられる。

かかる立場から考察を加えんとする際に注目されるのが、『說文』絞に見出される「古文」の語の用例である。『說文』絞は『漢書』^{藝文志}(六藝略・小學)と共に當時の小學の状況についての情報を纏つた形で提供する貴重な資料であり、特にそこに見出される十に上る「古文」の語の用例(「古文」の略稱であることが明らかなる「古」の一例を含む)は、古學派の經學史觀を反映したキーワードと見られ、許慎、延いては古學派の「古文」理解を窺う上で特異な價値を有している。他方、

十四篇以前に重文として掲出された「古文」については、疑古派によつて疑點が指摘され、偽作に出るものであるとの見解も提出されたが^{〔註〕}、古文字資料の相次ぐ出土と研究の進展とによって、戰國期の文字と一定の共通性を有することが明らかとなり、現在では「古文」偽作説は否定されるに至つてゐる。従つて我々は、許慎が基づいた資料の性格をある程度まで把握することが可能であり、そこから逆に「古文」理解との關係を推定し得るであろうと考えられる。

小論ではこのような意圖から、『說文』絞の「古文」の語の用例を検討し、重文として掲出された「古文」の資料的性格との關連を考察することによつて、許慎に於ける「古文」理解の特色を明らかにしてみたい。

一

本章では、行論の前提として、『說文』絞の全體構成との關連から「古文」の用例を検討する。便宜上、時代及び内容の觀點から七段に分け、「古文」の用例を順に番號を付して示すと以下の如くである。
 I 紹曰、古者庖犧氏…及神農氏…黃帝之史倉頡…初造書契、靡有…以迄五帝三王之世、改易殊體、封于泰山者七十有二代、靡有

同焉。周禮八歲入小學、保氏教國子、先以六書、…。及宣王大史籀著大篆十五篇、與古文或異。至孔子書六經、左丘明述春秋傳、皆以古文。厥意可得而說。其後諸侯力政、不統於王。…分爲七國、…言語異聲、文字異形。

II 秦始皇帝初兼天下、丞相李斯乃奏同之、罷其不與秦文合者、…皆取史籀大篆、或頗省改。所謂小篆者也。是時秦燒滅經書、濫除舊典、大發吏卒、興戍役、官獄職務繁、初有隸書、以趣約易。而₃古文由此絕矣。自爾秦書有八體、一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書。

III 漢興有艸書。…孝宣皇帝時、…孝平皇帝時、…黃門侍郎楊雄、采以作訓纂篇。凡倉頡已下十四篇、凡五千三百四十字、羣書所載、略存之矣。

IV 及亡新居攝、使大司空甄豐等校文書之部、自以爲應制作、頗改定古文。時有六書、一曰古文、孔子壁中書也。二曰奇字、即₆古文而異者也。三曰篆書、即小篆、秦始皇帝使下杜人程邈所作也。四曰左書、即秦隸書。五曰繆篆、所以摹印也。六曰鳥蟲書、所以書幡信也。

V 壁中書者、魯恭王壞孔子宅、而得禮記・尚書・春秋・論語・孝經。又北平侯張蒼獻春秋左氏傳。郡國亦往往於山川得鼎彝。其銘即前代之、古文、皆目相似。雖臣復見遠流、其詳可得略說也。而世人大共非訾、以爲好奇者也、故詭更正文、鄉壁虛造不可知之書、變亂常行、以耀於世。…乃猥曰、馬頭人爲長、人持十爲斗、虫者屈中也。廷尉說律、至以字斷法、苟人受錢、苛之字止句也。若此者甚衆。皆不合孔氏。古文、謬於史籀。俗儒盲夫、翫其所習、蔽所希聞、不見通學。…其迷誤不諳、豈不悖哉。

VI 書曰、予欲觀古人之象。言必遵修舊文而不穿鑿。孔子曰、吾猶及史之闕文、今亡矣夫。蓋非其不知而不問、人用己私。是非無正、巧說邪辭、使天下學者疑。蓋文字者、經藝之本、王政之始、前人所垂後、後人所以識古。故曰、本立而道生、知天下至嘵而不可亂也。

VII 今敍篆文、合以古・籀。…其偁易孟氏、書孔氏、詩毛氏、禮周官、春秋左氏、論語、孝經、皆¹⁰古文也。其於所不知、恭闕如也。

I 春秋戰國以前→II 秦→III 西漢→IV 新とはば時代順に記述される譯であるが、先ず氣付くのは、IIからIVまでが歴史的事実であるのに對し、Iはその大部分が、許慎、延いては古學派の古典古代觀を濃厚に反映した記述となっている點である。そして、そのIに「古文」を定義付ける「宣王の大史籀大篆十五篇を著すに及び、古文と或いは異なる。孔子六經を書し、左丘明春秋傳を述ぶるに至りては、皆古文を以てす」との記述が見出されることは注目しておく必要があろう。次いで、IIに於て秦による「古文」の斷絶を記した後、IIIの西漢を経て、IVの新では唐突に甄豐等による「古文」の改定が記される。これについては、續いて「時に六書有り」として、その第一に「一に曰く古文、孔子壁中書なり」と定義されることを踏まえるならば、下文のVに記す壁中書の發現を以て「古文」の復興とするものと見なしてよいであろう。

この新的「六書」について注目されるのは、「古文」の次に「一に曰く奇字、古文にして異なる者なり」と「古文」の異體である「奇字」が見られ、しかも「古文」「奇字」が、明らかに「文字」という語を前提に位置付けられたと解される點である。文字を意味する「字」は、「書」或いは「文」に比して後起の語と見なされ、「說文」敍に見

られる「物象の本」としての「文」と、それを基に「孳乳して寢ぐ」増加した「字」との關係を考慮するならば、既に新的「六書」の序列からも窺われる如く、壁中書を「古文」の最も正統な字體とし、「奇字」はそれに準ずるものとして位置付けられたと解される。そして、かかる「古文」「奇字」の位置付けは、秦書八體の「大篆」「小篆」のそれに比擬したものと見なされ、そこに秦書八體に代わる「古文」を中心とした新たな體系を打ち立てんとする意圖を窺うことが可能である。

Vでは、先ず壁中書發現の經緯と内容、及び張蒼の『春秋左氏傳』獻納、郡國の山川からの鼎彝の出土を記して、壁中書・張蒼左氏傳・鼎彝銘文の文字である「前代の古文」の三種の文字資料を提示し、その價值について「復た遠流を見回しと雖も、其の詳は略ば説くを得べきなり」と述べる。これは、壁中書・張蒼左氏傳・鼎彝の銘文がいづれも「古文」の資料であることを示すものと解される。但し「前代の古文」については、鼎彝の文字を『說文』中に收録したことを示すとの解釋が提出されているが、王國維が反駁する如く、その解釋は成立し難く、鼎彝の文字を「前代の古文」として位置付けることにより、壁中書・張蒼左氏傳の信憑性を實證せんとしたと解するのが妥當である。續いて「奇を好む者なり、故に正文を詭更し、壁に鄉いて知るべからざるの書を虛造し、常行を變亂し、以て世に耀かす」との壁中書・張蒼左氏傳に對する、世人のあからさまな非難を記した後、「長斗・虫・苛」といった字例を擧げ、彼らの字説が誤謬に満ち「皆孔氏古文に合せず、史籀に謬る」ものであることを具體的に指摘して、壁中書・張蒼左氏傳の正統性を裏付ける。

Vでは、書經・論語を引用しつつ舊文遵修の重要性を記し、「蓋し

文字なる者は經藝の本」との『說文』述作の意圖を記す。このVは、「古文」を經學に於ける舊文遵修の觀念の中に位置付け、「古文」尊重の基盤を明らかにしたものと解される。

最後のVでは、「今篆文を敍し、合するに古・籀を以てす」と文字掲出の體例を記し、「…其の偶する易は孟氏、書は孔氏、詩は毛氏、禮は周官、春秋は左氏、論語、孝經、皆古文なり」と『說文』の述作が「古文」に基づくものであることを表明する。この「古文」について、王國維「說文所謂古文說」(『觀堂集林』卷七 藝林七)は「此古文二字、乃以學派言之、而不以文字言之。與漢書地理志所用古文二字同意」と述べる。しかし、これまでの用例が何れも文字に關わるものであつたことを踏まえるならば、單なる學派名に止まらず、これらの諸家のテキストと「古文」との間に何らかの關係が認識されていた可能性も猶考慮する必要があろう。

以上、「古文」の用例に注目しつゝ『說文』敍の展開を辿り、若干の検討を加えた。次章では本章での検討を踏まえ、「古文」について如何なる理解がなされていたかを考察してみたい。

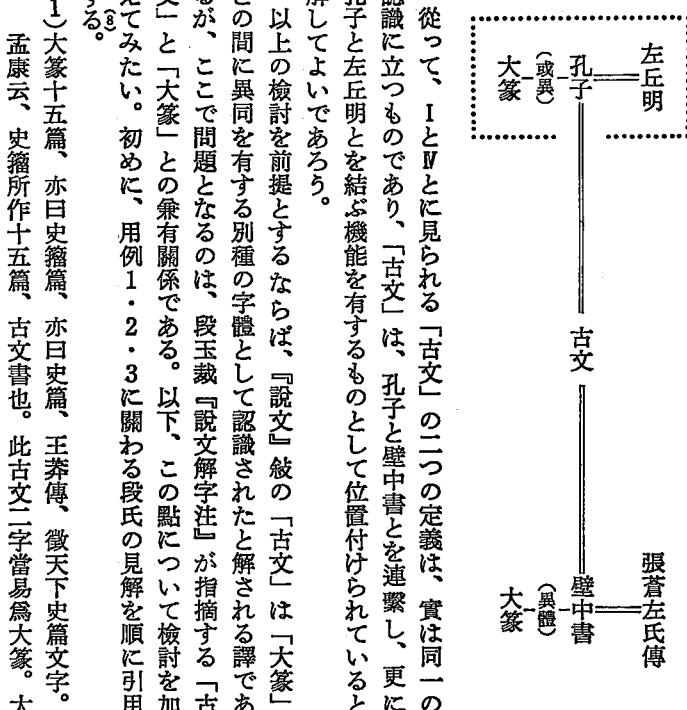
二

『說文』敍の「古文」の用例に於て注目されるのは、一に「宣王の大史籀大篆十五篇を著すに及び、古文と或いは異なる。孔子六經を書し、左丘明春秋傳を述ぶるに至りては、皆古文を以てす」とあり、更にVに「一に曰く古文、孔子壁中書なり」と「古文」についての「一つの定義が見出される點である。『漢書』藝文志(六體略・小學)に「史籀篇者、…與孔氏壁中古文異體」との記述が見出され、『說文』敍の

Vには壁中書の發現と張蒼の春秋左氏傳獻納とが特記されることを考

え合わせるならば、Iの定義は、壁中書と「大篆」、及び壁中書と張蒼左氏傳との関係を反映したものであることが知られる。即ち、先ず壁中書を起點に時代を溯及して「古文」による孔子の六經寫定が設定され、それに伴う形で、「大篆」との異同及び「古文」による左丘明の春秋傳編述が設定されたと推測し得るのである（圖1）。

圖1



従つて、IとIIとに見られる「古文」の一いつの定義は、實は同一の認識に立つものであり、「古文」は、孔子と壁中書とを連繋し、更に孔子と左丘明とを結ぶ機能を有するものとして位置付けられていると解してよいであろう。

以上の検討を前提とするならば、「說文」絞の「古文」は「大篆」との間に異同を有する別種の字體として認識されたと解される譯であるが、ここで問題となるのは、段玉裁『說文解字注』が指摘する「古文」と「大篆」との兼有關係である。以下、この點について検討を加えてみたい。初めに、用例1・2・3に關わる段氏の見解を順に引用する。

(1) 大篆十五篇、亦曰史籀篇、亦曰史篇、王莽傳、徵天下史篇文字。孟康云、史籀所作十五篇、古文書也。此古文二字當易爲大篆。大

篆與倉頡古文或異、見於許書十四篇中者備矣。凡云籀文作某者是

也。或之云者、不必盡異也。蓋多不改古文者矣。

(2) 孔子書六經以古文者、以壁中經知之。左氏述春秋傳以古文者、於張蒼所獻知之。皆見下文。古文・大篆二者錯見。此云皆以古文、兼大篆言之。六經・左傳不必有古文而無籀文也。下文云取史籀大

篆或頃省改、兼古文言之。不必所省改皆大篆而無古文也。秦書八體、一曰大篆、二曰小篆。不言古文、知古文已包於大篆中也。王莽改定古文有六書、一曰古文、二曰奇字、卽古文而異者、三曰篆書、卽小篆。不言大篆、知古文・奇字二者內已包大篆也。呂氏春秋云、倉頡造大篆。是古文亦可傳大篆之證。

(3) 按小篆既省改古文・大篆。隸書又爲小篆之省。秦時二書兼行、而

古文・大篆遂不行。故曰古文由此絕。

段氏は(1)に於てIの「古文」を「倉頡古文」とし、「大篆」の倉頡古文と或いは異なる、…或の云いは、必ずしも盡くは異ならざるなり。蓋し古文を改めざる者多し」と述べ、「大篆」中の文字は先行の「古文」とその一部を改變したものが成ると解する。更に、王莽傳の孟康注の「古文」を「大篆」に改めるべきであるとの言は、段氏が「大篆」と「古文」とを置換し難いものと理解していたことを示すものである。ところが(2)に於ては「古文・大篆二者錯え見ゆ。此に皆古文を以てすと云うは、大篆を兼ねて之を言えり」と述べ、2の「古文」は「大篆」を兼有する語であるとする。これに従えば、2の「古文」は、『大篆』中の改變されなかつた「古文」のみならず改變された「古文」をも含むこととなる。ここで注目されるのは、1・2の「古文」が明確な對應關係を有する一連の記述中にあり、1は「大篆」との關係、2は孔子・左丘明との關係から「古文」を定義付けたもの

と解される點である。従つて、1は「大篆」との間に異同を有し、2は「大篆」を兼有するという異なった理解は成立し難いと考えられる。同様に段氏は、(2)に於て「下文に史籀大篆を取りて或いは頗る省き改むと云うは、古文を兼ねて之を言えり」と述べ、「大篆」も「古文」を兼有し得ると説く。しかしこの點についても、「古文と或いは異なる」との記述から、逆に「古文」中にも「大篆」とは異なる文字が存したことは明らかであり、「大篆」が「古文」を兼有し得るとすれば、「大篆」の收録字の範囲を超過し、「大篆」という名稱自體がその成立基盤を失うとの問題が生じるであろう。

また、段氏は(3)に於て「秦時」一書(小篆・隸書)兼行して、古文大篆行われず。故に古文は此れ由り絶ゆと曰う」と3の「古文」も「大篆」を兼有するとして、(2)では「秦書八體、一に曰く大篆、二に曰く小篆と。古文を言わざれば、古文已に大篆中に包まるるを知れり」と秦書八體に「古文」が見られないのは、「大篆」が「古文」を包含しているためと解する。この見解に従うならば、「說文」敍のIIに於て「古文は此れ由り絶ゆ」と秦の統一に伴う「古文」「大篆」を兼有)の斷絶を述べながら、それに續いて記される秦書八體の中に「大篆」(「古文」を兼有)が見られるという矛盾が生じることとなる。この點について段氏は、

不言古文者、古文在大篆中也。上云古文由此絶何也。古文・大篆雖不行而其體固在。刻符・蟲書等未嘗不用之也。(自爾秦書有八體、一曰大篆注)

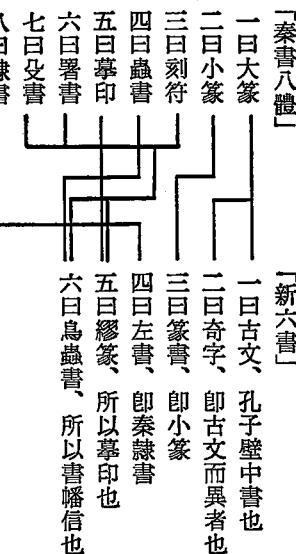
と述べ、「古文は此れ由り絶ゆ」とは通行體として用いられなくなつたことを言つたもので、「刻符」「蟲書」等の特別の用途に於ては「大篆」「古文」は依然として用いられていた、と解釋する。しかし、秦

書八體の一つである「大篆」が刻符・蟲書等に用いられたことは十分に考えられるとしても、「古文」については傍證を見出し難く、やはり一憶説に止まらざるを得ないであろう。段氏が「古文・大篆行われず」と述べる如く、通行體としては、確かに秦書八體の「小篆」「隸書」が主流を占めていたと見なされる。しかし、「大篆」は「大篆」の傳存により、東漢まで連續的に繼承されてきたのに對し、「古文」には、秦の焚書⁽¹⁾という断絶要因が存し、兩者の流傳の状況は全く様相を異にしている。こうした相違點を踏まえるならば、「古文は此れ由り斷ゆ」は、秦が「經書を燒滅し、舊典を涤除」したことその要因の一つに位置付けることからも既に明らかなる如く、孔子が六經寫定に用いた文字としての「古文」の断絶を言つたものと解すべきであり、その中に「大篆」が包含されるとの解釋は成立し難いと考えられる。また、秦書八體に「古文」が見られない點についても、既に阿辻哲次氏が指摘する如く、「說文」敍に見られる「古文」という字體名が、壁中書發現以後に確立したためと解するのが妥當であろう。即ち、秦書八體の「大篆」は文字通り「大篆」中の文字を指し、そのように解してこそ、秦書八體に於ける「大篆」と「小篆」との二種の字體の繼承關係が、それぞれの出自である「大篆」と「蒼韻篇」という小學書の繼承關係と對應する形で、明瞭に理解されるのである。

更に段氏は、(2)に於て「王莽古文を改定して六書有り、一に曰く古文、二に曰く奇字、…。大篆を言わざれば、古文・奇字二者の内に已に大篆を包むを知るなり」とし、新的「六書」中に「大篆」が見出されないのは、「古文」「奇字」二者の中に包含されるためと解する。かかる理解は、秦書八體と新的「六書」との對應關係(圖2)から導き出されたものと見なされるが、「說文」には重文として「奇字」

五字が掲出されるのみで、三者の関係を裏付け得る根據は見られず、あくまでも兩者の對應關係を前提とした便宜的説明に止まるであろう。

圖2



それで、(2)に於て段氏が「古文」を「大篆」とも稱し得る論據として引用する『呂氏春秋』の「倉頡造大篆」の語は、どのように解すべきよいであろうか。この語は現行本には見出されず、馮桂芬『說文解字段注考正』が指摘する如く、張懷瓘『書斷』卷上(大篆)の引用に據つたものであり、現行本の君守篇「蒼頡作書」の異文と推測される。ここで問題となるのは、果たして「倉頡造大篆」が『呂氏春秋』の原文か否かという點であろう。そもそも「大篆」の名稱は「小篆」との對應關係から生じたものであり、「小篆」の名稱の興起は、秦による文字統一がなされた始皇二十六年以後と見なされる。從つて、「大篆」の名稱も同時期に生じたものと推定され、戰國末の著作である『呂氏春秋』に「大篆」の名稱が見出されることは、不自然であるとしなければならない。また、他の文獻に於ても、蒼頡と「大

篆」とを結びつけた記述は見出されないようである。これらの點を踏まえるならば、「倉頡造大篆」が呂氏春秋の原文であったとは見なし難く、段氏の論據では、許慎以前に於て「古文」を「大篆」とも稱し得たことを立證することは困難であると考えられる。

これまで、個々の用例について段氏の見解の問題點を指摘し、『說文』敍に於ける「古文」は、いずれも「大篆」を兼有するものとは解し難いことを明らかにした。以上の検討結果は、『說文』敍の「古文」と「大篆」との關係が、壁中書と「大篆」との關係に基づく「宣王の大史籀大篆十五篇を著すに及び、古文と或いは異なる」との定義の下に統括されることを裏付けるものと言えるであろう。

固より「古文」という語が、隸書の「今文」に對する先秦の古文字の總稱として「大篆」を包括する場合のあることは言うまでもない。しかしながら、『說文』に於ては、「古文」はあくまで孔子が六經寫定に用いた文字、即ち壁中書の文字を意味していると解される。また、段氏が指摘する如く「古文と或いは異なる」との記述は、「大篆」と「古文」との間に共通する文字が存したことを示すものであるが、それは言わば結果的な現象であり、「大篆」は「大篆」十五篇の文字、「古文」は孔子が六經寫定に用いた文字と、兩者はその出自に於てあくまでも明確に分別されるものであったと考えられる。

三

本章では、これまでの検討を踏まえ、『說文』敍の「古文」が持つ經濟史的側面について考察する。

先ず、『說文』敍以前に於ける「古文」の語の用例について、若干の検討を加えておきたい。早期の「古文」の意味を窺う上で纏つたも

のとしては、やはり『史記』に見られる以下の九例が参考となる。

- 1 太史公曰、…孔子所傳宰予問五帝德及帝鑿姓、儒者或不傳。余嘗西至空桐、北過涿鹿、東漸於海、南浮江淮矣、至長老皆各往往稱黃帝・堯・舜之處、風教固殊焉、總之不離古文者近是（五帝本紀）
- 2 羣儒既以不能辯明封禪事、又牽拘於詩書古文而不敢駛（孝武本紀・封禪書）
- 3 太史公曰、…餘讀譜記、黃帝以來皆有年數。稽其曆譜終始五德之傳、古文咸不同、乖異（三代世表）
- 4 太史公曰、…於是譜十二諸侯、自共和訖孔子、表見春秋・國語學者所議盛衰大指著于篇、爲成學治古文者要刪焉（十二諸侯年表）
- 5 太史公曰、…余讀春秋古文、乃知中國之虞與荆蠻句吳兄弟也（吳太伯世家）
- 6 太史公曰、…弟子籍、出孔氏古文近是（仲尼弟子列傳）
- 7 孔氏有古文尚書、而安國以今文讀之、因以起其家（儒林列傳）
- 8 有子曰遷。…年十歲則誦古文（太史公自序）
- 9 周道廢、秦撥去古文、焚滅詩書、故明堂石室金匱玉版圖籍散亂（太史公自序）

これらの用例は、それぞれに意味する所を異にし、また解釋の一一定しないものも見られるが、王國維「史記所謂古文說」〔觀堂集林〕卷七〔藝林七〕が「凡先秦六國遺書、非當時寫本者、皆謂之古文。…太史公所謂古文、皆先秦寫本舊書」と總括する如く、先秦の古文字で書寫された舊書といふ共通性を有することは確認されよう。同時に5・7には、「春秋古文」「古文尚書」が見られ、9では秦による「古文」の撥去が詩書の焚滅と共に記される等、その中に、『說文』絵の「古文」を通底すると見られる要素が既に備わっており、更に1「之を續るに

古文を離れる者は是に近し」・6「孔氏古文に出るは是に近し」「の如く、古文の資料的價値への言及が見られる」とも注意される。

それでは、孔子と壁中書とを連繫する字體としての「古文」の認識は、いつごろまで溯るものであろうか。それを推測する手掛りとして注目されるのは、張懷瓘『書斷』上（籀文）に引く「七略」逸文に「七略曰、史籀者、周時史官敎學童書也、與孔氏壁中古文異體」とあり、「大篆」と壁中書との字體の異同が既に劉歆に於て認識されていたことが知られる點である。この記述を踏まえるならば、壁中書の字體、即ち「孔氏壁中古文」が「大篆」とは別種の字體であるとの認識が、劉歆に溯ることは明らかであろう。次に注目されるのは、既述した如く、新の「六書」の「一に曰く古文、孔子壁中書なり」との定義が、

「古文」による孔子と壁中書との連繫を反映したものと見なされ、「一に曰く奇字、古文にして異なる者なり」と「古文」を二分して壁中書を特に「古文」の正統な字體としたのも、壁中書と孔子との關係を根柢とするものであつたと推測される點である。この新の「六書」の制定に劉歆が關與していたことは想像に難くなく、この二點を考え合わせるならば、壁中書の文字が即ち孔子が六經寫定に用いた「古文」であるとの認識は、劉歆に溯ると推測し得るであろう。

この點に關連して注意されるのは、劉歆「移書讓太常博士」〔漢書〕卷三十六〔劉歆傳〕中に見られる「古文」の用例である。

…及魯恭王壞孔子宅、欲以爲宮、而得古文於壞壁之中、逸禮有三十九、書十六篇。…及春秋左氏丘明所修。皆古文舊書、多者二十餘通、藏於祕府、伏而未發。孝成皇帝得此三事、以考學官所傳、經或脫簡、傳或間編。傳問民間、則有魯國桓公・趙國貢公・膠東唐生之遺學與此同、抑而未施。此乃有識者之所惜悶、士君子

之所嗟痛也。…信口説而背傳記、是末師而非往古、…抑此三學、以尙書爲備、謂左氏不傳春秋、豈不哀哉。…且此數家之事、皆先帝所親論、今上所考視、其古文舊書、皆有徵驗、外內相應、豈苟而已哉。夫禮失求之於野、古文不猶愈於野乎。…

言うまでもなく、壁中書の經書である「逸禮」「書」と「春秋左氏傳」との正統性を説く立場は、そのまま古學派の主張基盤として『說文』絞に結びつくものであるが、ここでの「古文」は、「古文舊書」の語が示す如く、「以て學官に傳うる所を考うるに、經或いは箇を脱し、傳或いは編を間り」との「學官所傳」の本に對する優秀性、或いは「民間に傳え問うに、則ち魯國の桓公・趙國の貢公・膠東庸生の遺學に此れと同じき有り」との在野に遺存する學統との共通性といつた、テキストに主眼を置くものであり、『說文』絞の「古文」に見られる、文字そのものの出自に關わる觀點は見出されない。しかし、かかる相違は、「口説を信じて傳記に背き、末師を是として往古を非とする」との言に窺われる如く、口承や今文への改寫を介在する形で成立した今文學派のテキストに比して、「古文舊書」である古學派のテキストの優位は言わば自明のことであるとの意圖から、「移書讓太常博士」が、あくまでも論點をテキスト間の問題に限定したものであることを考慮すれば、特に異とするに足りないであろう。

これまでの検討によれば、⁷に記された新による「六書」の制定は、既述した孔子と壁中書との關係を前提に、既存の「古文」を壁中書の字體の專名として位置付け、それによって、壁中書の正統性を文字の側から裏付けんとしたものと見なされる。即ち、秦に於ける絶學という先行の圖式に依據しつゝ、孔子・左丘明が用いた經書の正文である「古文」が、經書・舊典の燒滅と隸書の發生により断絶し、壁

中書・張蒼左氏傳の出現によってその復興が圖られるという、古學派獨白の體系を樹立せんとしたのである。そして、かかる體系の成立基盤として重要な位置を占めたのが、舊文遷修の觀念であったと考えられる。遠く庖犧氏から壁中書まで、文字の成立と展開の跡を述べた後、⁸に於て「書に曰く、予古人の象を觀んと欲すと。必ず舊文を遷修して穿鑿せざるを言う。孔子曰く、吾猶お史の闕文に及べる。今は亡きかなと。蓋し其の知らずして問わず、人の己私を用うるを非とするなり」と書經・論語を引用しつゝ舊文遷修の重要性が記されるのは、それを雄辯に物語るものと言えよう。

四

前章では主として、經學史の觀點から考察を加えたが、ここで留意すべきは、許慎の「古文」理解は、「古文」の正統性確立の意圖を濃厚に反映しつゝ、同時に壁中書・張蒼左氏傳更に「大篆」といった具體的な文字資料に基づくものでもあった點である。そこで本章では、主として資料的側面から、これまでの検討結果との關連を検討してみたい。既述した如く、「古文」による孔子の六經寛定は、壁中書から時代を溯及して設定されたものであり、「古文」による左丘明の春秋傳編述及び「古文」と「大篆」との異同は、壁中書と張蒼左氏傳及び壁中書と「大篆」との關係に基づくものと解される。従つて、許慎の「古文」理解に於ける根幹は、壁中書の文字を孔子が用いた文字と解した點にあると言つてよいであろう。⁹の記述により、壁中書の内譯は禮記・尚書・春秋・論語・孝經であったことが知られるが、これに張蒼が獻じた左氏傳を合わせるならば、「古文」の資料は斷片的なものではなく、少なくとも一つの字體の體系として十分検討に耐え得る文字

數を有するものであったと推定される。従つて、この「復た遠流を見回しと雖も、其の詳は略説くを得べきなり」との言も、一概に「古文」尊崇のみから發せられた譯ではなく、かかる一定の纏つた「古文」の資料を背景にしてのものであったと解される。

以上の如く理解した場合に問題となるのは、「說文」重文中に見られる「古文」五百十字との關係であろう。この點に關して注目されるのが、王國維「說文今敍篆文合以古籀說」(『觀堂集林』卷七 藝林七)である。王氏は、「說文」の標出字は「小篆」「古文」「大篆」の三者を包括し、「古文」「大篆」が標出字の「小篆」と異體である場合にのみ重文として掲出したとする段玉裁の見解を繼承しつつ、「說文」の標出字數九千三百五十三に對し、秦代に「小篆」の識字課本として李斯等によつて作成された『蒼頡篇』が三千三百字、それに増補を加え西漢末の平帝期に作成された揚雄の『訓纂篇』が五千三百四十字に過ぎず、標出字の全てが「小篆」であったとすれば残りの四千餘字の出自が不明となるとの問題を指摘し、「此れ必ず古文・籀文より出る者有らん」と推定している。⁽¹⁾ この見解については、標出字が果たして三者の内いづれに該當するのかが不明であるため、その當否を見極め難いとの限界が殘るが、しかし、少なくともこのように解するならば、「說文」の重文に「古文」として掲出された五百十字以外にもかなりの「古文」が標出字中に存することとなり、「說文」敍から知られる「古文」の資料の文字數とも整合的な理解が可能となる。

それでは、壁中書の文字を孔子が用いた「古文」であると認識するに至った資料的根據は何だったのであろうか。先ず指摘されるのは、壁中書が他ならぬ孔子の舊宅から發現したという點である。「說文」の重文に掲出された「古文」が、戰國期の出土文字資料と一定の共通

性を有し、壁中書が偽作によるものでないことは明證される所であるが、孔子舊宅の壁中からの發現が果たして事實であったかについては、種々疑點が指摘され、壁中書の正統性を確立するための附會によるとの見解も提出されている。⁽²⁾ しかし何れにしても、古學派に於ては、孔子舊宅の壁中からの發現が紛れもない事實として認識されるのであつたことは疑いの無い所であり、それが、壁中書の文字を孔子が六經寫定に用いたと解する最も重要な根據であつたことは明らかであろう。

第一の根據として、壁中書と「大篆」との字體に同一のものと異なるものとが存在した點が指摘される。「大篆」は、秦書八體に「一に曰く大篆」と位置付けられており、既に壁中書發現以前に一つの體系的纏まりをもつた宣王の大史籀の手に成る「周時の史官の學童に教うる書」(『漢書』藝文志)の字體として認識されていた。従つて、新たに發現した壁中書と「大篆」との字體の一致は、「古文」が紛れもなく先秦の古文字であることを裏付け、同時に異同の存在は、「古文」が「大篆」とは異なる別種の體系の古文字であるとの理解に結び付いたと推測される。

ここで、「說文」重文中に掲出された「古文」「大篆」により、「古文と或いは異なる」という異同の具體的状況の一端について、若干の検討を試みてみたい。既述した如く「古文」「大篆」であることを確認し得るのは、重文中に見られる「古文」五百字、「大篆(籀文)」二百二十五字に限定される。また、現行本の『說文』は唐寫本の一部を除き、全て宋の徐鍇、或いは徐鉉の校訂によるものであり、しかもその篆體は唐代に李陽冰の改變を経たものとされる。従つて、個々の重文の字形によって検討を加える際には、その字形が許慎原本の字形

をどの程度留めるものかは不明である、との資料上の制約から免れ難い。しかしながら、重文中の「古文」「大篆」に見られる全體的な傾向性については、原本のそれを反映するものと見なすことが可能であろう。このような観點から注目されるのが、啓功『古代字體論稿』が指摘する、⁽¹⁹⁾標出字一字當たりの「古文」「大篆」の掲出數に見られる相違である。「古文」を重文として掲出する標出字數は五百十字であり、その内、二種以上の異體の「古文」が重文として掲出されるものは五十字。その五十字の内、三種の異體の「古文」を掲出するものが六字、一種の異體の「古文」を掲出するものが四十四字である。これに對して「大篆」の場合は、「大篆」を重文として掲出する標出字數二百二十五字の内、二種の異體の「大篆」を掲出する一字を有するに過ぎず、他は全て一種のみの掲出となっている。かくの如く「大篆」に比して「古文」には形態上の多様性が見出される譯であるが、かかる相違は、「古文」と或いは異なる」という状況を生じせしめる一因であり、同時に「古文」と「大篆」とが別個の文字體系を持つ字體であるとの理解に結び付く一因でもあつたと推測される。

「古文」理解に關わる資料的根據には、少なくとも上記の一⁽²⁰⁾點が想定されよう。そして、この二つが舊文遵修の觀念によつて結び付けられた所に、壁中書の文字は孔子が六經寫定に用いた「古文」であるとの認識が成立したと考えられるのである。

この第二點に關連して注目されるのは、「宣王の大史籀大篆十五篇」を著すに及び、「古文」と或いは異なる」との記述が「古文」と「大篆」との異同の存在のみならず、兩者の前後關係をも示している點である。即ちこの記述は「宣王の大史籀が大篆十五篇を著すに及び、(それ以前の) 古文と或る文字は異なつていた」との意に解され、「與古文或

異」が「及宣王大史籀著大篆十五篇」を前提として導かれることとなり、そこに「古文」が「大篆」に先行するとの認識を窺い得る譯である。孔子が用いた「古文」を、時代的に先行する宣王の大史籀の「大篆」を飛び越える形で「大篆」以前の文字として位置付けた理由については、既に、六國文字に對する不十分な理解に基づく時代錯誤と共に、古文經書の地位を高めんとする古學派の意圖に起因する、との見解が提出されている。⁽²¹⁾これについては付け加えるべきものは無いが、先の檢討結果に關連して想起されるのが、『說文』敍の一に見られる「黃帝の史倉頡…初めて書契を造る。五帝三王の世に迄ぶまで、改易して體を殊にせしを以て、泰山に封する者七十有二代、同じきもの有る靡し」との記述である。これは、蒼頡の文字創制の後、字體が「改易」し多様化したこと述べたものであるが、この後に「周の禮に八歲にして小學に入り、保氏は國子に教うるに先ず六書を以てす」として「六書」の記述があり、續いて宣王の大史籀の「大篆」十五篇の編述と「古文」との異同、及び「古文」による孔子の六經寫定と左丘明の春秋傳編述とが記される。従つて許慎は、「大篆」編述以前に於て字體が多様に分歧した状況があつたと理解していたと見なされるであろう。とすれば、先の檢討から知られた「古文」の多様性を「大篆」以前の「古文」によつたとの理解に至つた可能性が見出されるのではないかろうか。「五帝三王の世に迄ぶまで、改易して體を殊にせしを以て、泰山に封する者七十有二代、同じきもの有る靡し」との記述が何に基づくかは明らかにし得ず、或いは古學派獨自の文字變遷觀に由來する可能性も考慮する必要があらう。しかし、いざれにしても上述の如き推測が成り立つとすれば、「古文」が「大篆」に先行すると

の理解は、「古文」を「大篆」の上位に位置付けることによりて、その權威を高めんとする古學派の意圖を反映しつゝ、同時に一定の資料的裏付けをも伴うものであつたと見なすことが可能であろう。

結語

小論では、『說文』敍に見出される「古文」の用例を取り上げ、許慎に於ける「古文」理解の特色について検討を加えた。許慎の「古文」理解は、壁中書の文字は孔子が六經寫定に用いた「古文」であるとの認識を根幹とするものであり、「古文」による左丘明の春秋傳編述や「古文」と「大篆」との先後關係も、孔子と壁中書との連繫を前提に導き出されたものと考えられる。「古文」に對するこのよだな理解が、「古文」の正統性を確立せんとする意圖に基づくものであることは言うまでもないが、古學派の經學史觀を濃厚に反映しつゝも、それは決して單に觀念上に虛構されたものではなく、孔子舊宅の壁中かららの發現という特殊性や「古文」と「大篆」との間に認められる字體の相異といった一定の資料的根據に基づくものであった。従つて、經學と小學との密接なる相互關係の上に形成された點に、許慎に於ける「古文」理解の特色を見出しえるであらう。

更に、「古文」による壁中書と孔子との連繫が、劉歆まで溯ると見なされるることは、それが劉歆—賈徽—賈逵—許慎という學統に於て繼承されたことを示すものとして注意される。『說文』敍の「六書」が、周代に溯るものではなく、古學派に於ける文字解釋の理論的支柱として劉歆に出ることは、既に指摘される所である⁽²⁾が、許慎に於ける「古文」理解の特色もまた、古學派に於ける小學の體系の中に位置付け得るものと考えられる。

(1) 『說文』の古文の時代性については、王國維「戰國時秦用籀文六國用古文說」(『觀堂集林』卷七 藝林七)が著名であり、多くの論争が展開されてきている。その詳細については、内野熊一郎「戰國時東西二土文字分立說摘錄」(『日本中國學會報』第十一集)、林素清「『說文』古籀文重探」(『國立中央研究院歷史語言研究所集刊』第五十八本)等参照。また、「說文」の古文と甲骨・金文等の文字資料などを比較考察したものに、舒連景「說文古文疏證」、商承祚「說文中之古文考」等がある。

(2) 例えば、錢玄同「論說文及壁中古文經書」(『古史辨』第一冊・下篇)参照。(3) 以下、「說文」の引用は、「說文解字注」の本文を底文とし、他の諸本により一部通行の字體に改めた。

(4) 「奇字」の用例としては、『漢書』揚雄傳に「劉棻嘗從雄學作奇字」とある。(5) 文字を意味する「文」の用例は、『春秋左氏傳』に見出されるが、「字」については、段玉裁が「六經未有言字者。秦刻石同書文字、此言字之始也。鄭注」(禮・論語皆云、古曰名、今曰字)〔字者言孳乳而浸多也〕注)と指摘する如く、秦代以後に定着をみたものと推測される。

(6) 『說文』敍には、一に倉頡の文字創制に關連させる形で「倉頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文。其後形聲相兼、即謂之字。文者物象之本、字者言孳乳而浸多也。箸於竹帛、謂之書、書者如也」と「文」「字」「書」の順に定義が記され、またⅣには、述作に於ける立場を明示するものとして「蓋文字者、經國之本、王政之始、前人所以垂後、後人所以識古」との記述が見出される。かかる用例の背景に、「文字」なる語を積極的に前面に打ち出さんとする許慎の意圖を窺い得るところれば、それは、新的「六書」の「古文」「奇字」の位置付けに通底する古學派の主張を反映したものと解される。そして、かかる憶測が許されるならば、「說文解字」という名稱は、正にその主張を象徴するものに他ならなかつたと言えるであらう。

(7) 王國維「說文所謂古文說」(『觀堂集林』卷七 藝林七)参照。但し、王氏が同書に於て「云皆自相似者、以明與孔壁古文不甚相似也。漢代鼎彝

所出無多、說文古文又自成一系、與殷周古文截然有別」と解するのは、多

分に王氏の「戰國時東西二土文字分立説」に偏った解釋と見られる。

(8) 以下、「說文解字注」の引用は、經韻樓原刻本を底本とする上海古籍

出版社本（一九八一年）による。

(9) 「倉頡古文」について段玉裁は、「以迄五帝三王之世、改易殊體」の注に於て「其間文字之體更改非」、不可枚舉。傳於世者槩謂之倉頡古文、不

皆倉頡所作也」と述べる。

(10) 「大篆」十五篇は「史籀篇」とも稱されるが、小論では「說文」敍の「及宣王大史籀著大篆十五篇」との記述に従い、引用文以外は「大篆」で統一することとした。

(11) 「漢書」藝文志（六藝略・略・小學）「史籀十五篇」に付された自注に「建武時「六篇矣」とあり、「大篆」は光武帝の建武年間に一部が亡んだことが知られる。その原因については明らかにし得ないが、かかる部分的な逸失は、他の文献に於ても一般的に見られ、秦の焚書といった政策上の迫害とは區別されるものである。

(12) 阿辻哲次「漢字學——『說文解字』の世界——」（東海大學出版會 一九八五年）九五頁。

(13) この他、鼎彝の銘文の文字を「古文」と稱した例として、「漢書」卷二十五下・郊祀志下の宣帝の條に「是時、美陽得鼎、獻之。…張斂好古文

字、校鼎銘勒而上議曰、…臣愚不足以述古文、竊以傳記言之、此鼎殆周之所以褒賜大臣、大臣子孫刻銘其先功、臧之於宮廟也。…」とある。

(14) 康有爲は、秦による経學を劉歆の虛構に出るものとし、それに關わる「史記」の記述は全て劉歆の竄入であるとする（「秦焚六經未嘗「缺考」「新學僞經考」第一）。しかし既に指摘される如く、この見解は到底成立し得ず、むしろ古學派以前の今文學派による武帝六經表章の功を顯揚せんとする意圖に出るものと解される。この點については、狩野直喜「兩漢學術考」（筑摩書房 一九六四年）参照。

(15) ここで、壁中書に論語・孝經という孔子後學の手になると見なされる文獻が含まれており、これらの文字をどのように解したのかが問題となるが、これについては、壁中書の經書の文字と同じ體系の字體として位置付けられたと解するのが妥當であろう。

(16) 以下、重文に關する統計は、啓功『古代字體論稿』（文物出版社 一九六四年）一七頁による。

(17) 「蒼頡三篇五十五章、章六十字、凡三千三百字、且尙有復字。加以揚雄訓纂、亦祇五千三百四十字。而說文正字多至九千三百五十三。此四千餘字者、許君何自得之乎。曰、此必有出古文・籀文者矣」

(18) 康有爲「漢書藝文志辨僞」（『新學僞經考』第三下）、呂思勉「秦漢史」下冊（第十九章 漢學術、第三節 儒家之學）等參照。

(19) 前掲注（16）參照。

(20) 私見によれば、かかる「古文」の多様性は、恐らく壁中書が複數の文獻であることと無関係ではないと思われ、逆に「大篆」の非多様性は、「周時」の史官の學童に教える書」という「大篆」の識字課本としての性格を反映するものと推測される。從つて、兩者の相違の一因は、資料的性格の相違に求め得るであろうと考えられる。

(21) 例えば、裘錫圭氏は、「古文經書早在漢初就已經開始出現、但是古文經學派要到西漢末期才正式形成。當時離開秦始皇統一文字已有二百年左右，人們對六國文字早就不熟悉了。古文經學家看到這種文字跟籀文不同，就把牠當作比籀文更古的一種字體了。當然，古文經學家所以會得出這種錯誤結論，也不見得完全是由于認識上的原因，他們極力想提高古文經地位的心理大概也起了作用」（『古文字學概要』五五頁、商務印書館一九八八年）と述べる。

(22) 康有爲「漢書藝文志辨僞」（『新學僞經考』第三下）、張政烺「六書古義」（『國立中央研究院歷史語言研究所集刊』第十本 一九四八年）、阿辻哲次「六書についての一考察」（『中國語學』一一八 一九八一年）等參照。